

# 選挙管理委員会事務局が実施する研修における講師謝礼に関する支払基準

平成 27 年 5 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、選挙管理委員会事務局が実施する職員等の研修に係る講師に対する謝礼の支払基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 職員等の研修に係る講師謝礼の支払額は、別表に定めるとおりとする。

(基準の特例)

第 3 条 次長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める基準を超えて、職員等の研修に係る講師に対する謝礼の支払額を定めることができる。

- (1) 市外の講師を依頼する場合で、旅費相当額を含めて支出するとき。
- (2) 別表に定める基準による謝礼の支払額では研修等を依頼することが困難であるとき。
- (3) 民間の研修機関から講師を招く場合で、当該研修機関が定める講師派遣料の規定によるとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

(費用弁償)

第 4 条 講師が研修を行なうために旅費の支出をした場合には、その旅費を実費弁償することができる。

附 則

この基準は平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

種別	区 分	1 時間あたりの支払 限度額(税込み)
1	大学教授、弁護士、ジャーナリスト、専門研究者	10,000 円
2	大学准教授、短期大学教授	9,000 円
3	大学講師、短期大学准教授、国の課長級の職員	8,000 円
4	国の課長補佐級の職員	7,000 円
5	地方公共団体の課長級の職員	6,000 円
6	地方公共団体の係長級の職員	4,000 円

[備考]

講義時間数が 30 分未満の場合は 1 時間当たりの半額とする。また、30 分を超える場合には 1 時間の額とする。